

様式第 2 号(第 9 条関係)

会 議 録

会議名称	令和 6 年度 第 1 回 大空町廃棄物減量等推進審議会	
開催日時	令和 6 年 6 月 1 1 日（火）	午後 6 時 3 0 分から 午後 7 時 5 1 分まで
開催場所	大空町役場 1 階 1 号会議室	
出席者の氏名	< 審議会 > 坂本一光会長、菅野宏治副会長、藤本京一委員、 北野清委員、竹内幸次委員、河西美香委員、大槻 晶子委員、秋岡房子委員、近藤慶子委員、嶋崎武 委員 < 事務局 > 住民課 砂金課長、佐藤主幹、小椋主事補 住民福祉課 山本課長、星加主査、須磨主事	
傍聴者の数	1 人	
会議資料の名称	・ 令和 6 年度第 1 回 大空町廃棄物減量等推進審 議会議案 ・ 資料 1－1 廃棄物の処理状況 ・ 資料 1－2 経費・収入の状況 ・ 資料 2 令和 7 年 4 月からのごみ処理手 数料について ・ 資料 3 広域中間処理施設整備に係る協議・ 検討状況について ・ 資料 4 非公開（個人情報を含むため）	

審議内容及び結果	【審議内容】 (1) 令和5年度ごみ処理状況について (2) 令和7年4月からのごみ処理手数料の改定について (3) 広域中間処理施設整備に係る協議・検討状況について (4) 管理が行き届いていない空き家について (5) その他 【審議結果】 (1)、(2) は報告事項 (3) は報告及び質疑・意見聴取 (4) は、事例紹介及び対策・対応に関する意見聴取。情報提供依頼。 (5) は(1)(2)及び(3)に関する住民説明会の開催方法について ⇒ 女満別地区・東藻琴地区でそれぞれ昼・夜の2回ずつは開催する。開催に際しては、参加者を多数募ることが出来るよう配慮すること。 < 審議会顛末 > 1 開 会 2 議 事 (1) 令和5年度ごみ処理状況について 〔事務局〕(資料により説明) ・ごみ・資源物の処理状況の推移について ・収入・経費の推移について (質疑無し) (2) 令和7年4月からのごみ処理手数料の改定について
----------	---

	〔事務局〕（資料により説明） ・令和３年１２月に頂いた答申の手数料額になるのが令和７年４月から。 ・改定までのスケジュール案の確認 <意見・質疑> 〔会長〕令和４年１０月の手数料改定以降にトラブルは無かったか。 〔事務局〕交換が想定より多かったため、在庫不足になり待たせてしまうことがあった。 〔会長〕その他に苦情のようなものはあったのか。 〔事務局〕袋の材質が裂けにくいが伸びやすいものになったため、少し使いづらいとの問い合わせをいただいている。しかし、ごみを出す際には１袋１０kg以下になるようお願いしており、その重さには十分に耐えられるような強度になっている。こういったことも周知したいと考えている。 〔委員〕１０kg以内というのは知らない人が多いと思うがどうなのか 〔事務局〕大空町の規則にも書かれているが、読まれる方は少ないと考えているため、広報等でお知らせしている状況ではある。しかし、周知していかなければならないと考えている。 〔委員〕ごみ袋に「１０kg以内でないため回収できない」という旨の張り紙がされていて初めて知った。それまでは袋に入ればよいと考えていた。また、１０kgまでないようなものも回収されないことがある。収集員の匙加減であろうとは思いますがもう少し対応を考えていただきたい。 〔事務局〕これからも周知を徹底していく。また、収集業者とも連携を深めていくことが必要だと考えている。
--	--

	〔委員〕事業所は一般家庭よりもごみ処理券の分多くお金を払っている。10 kg以内のものでも回収されないと事業所としては厳しい。 〔事務局〕収集業者ともこまめに連絡を取るようになっているため、連絡いただければ対応する。10 kg以内という目安はごみが置いている集積場から収集車に運ぶ際に裂けてごみが散らばらないように設定している目安になる。 （３）広域中間処理施設整備に係る協議・検討状況について 〔事務局〕（資料により説明） ・斜網地区廃棄物処理広域化推進協議会に令和6年2月から清里町が加わり、網走市、美幌町、斜里町、小清水町、清里町、大空町の1市5町となった。 ・処理方式は、メタンコンバインド方式となった。 ＜意見・質疑＞ 〔会長〕今後のスケジュールについては想定ということ良いか。 〔事務局〕供用開始から逆算するとこのスケジュールで進めないと間に合わない。そのため、このスケジュールをできる限り厳守して進めたい。 〔会長〕他の市町については、切羽詰まっているところもあると思うが、そのあたりはどうなのだろうか。 〔事務局〕本町の最終処分場については、まだ余力があるが、他の市町については限界に近い市町もある。そのような市町はできる限り早期での完成を望んでいると思うが、1、2年で作れるようなものでもないので今のスケジュール
--	---

が最短だと考えている。

(4) 管理が行き届いていない空き家について

〔事務局〕 (資料により説明)

- ・管理が行き届いていない空き家等については、条例の「清潔の保持」という方向から助言・指導を行っているが、それでも一向に対応が進まない場合は、特定空き家等認定し、より強い対応を行いたいと考えている。意見を伺いたい。

<意見・質疑>

※個人が特定される可能性がある記録は省略する。

〔委員〕今回紹介した件について、固定資産税は払われているのか。

〔事務局〕払われているものもあるが、払われていないものもある。指導の文書等を郵送しているが、郵便が宛先不明で戻って来てはいない。

〔委員〕所有者の名前が分かっているなら町で対応できないのか。空き家を放置している人は、ほとんどがお金がなくてどうにもできず時間がたち、状況が悪化していく。何か起きてからでは遅い。

〔会長〕そのために廃屋解体の補助金の上限の引き上げ等も含めて、出来ることを検討しているところであると認識している。

〔事務局〕基本的には個人の資産であるため、町で出来ることは少ない。そのため、解体に手が出しやすいように呼び掛けを行い処分しやすいように環境作りをしていく。

合わせて所有者を明確にすることも大切であると考えている。

〔委員〕空き家について、崩壊の心配だけではなく、誰でも侵入できる状態である。市街地区にある

	場合は、放火等により周りに被害が及ぶこともあるかもしれない。 〔事務局〕空家に関する危険性については承知している。継続した対応が必要であると考えている。町を見ていて気になる空家等があれば、教えていただければと思う。 空き家等に対する国の制度は年々拡充している。しかし、個人の財産に手を入れることになる場合があるため慎重に検討しているところである。 〔会長〕所有者側が知らない情報等も多いと思う。みなさんのご協力をいただき周知していければと思う。 【以上、午後 7 時 5 1 分 閉会】
--	--